

オセアニアの法制度の総括

遠藤 誠¹

I はじめに

筆者は、これまで、オセアニアのそれぞれの国・地域（以下「国」と総称する場合がある）の法制度の概要を紹介してきたが、本稿では、オセアニアの法制度を全体的に「総括」し、若干のコメントを述べてみたいと思う。

オセアニア各国・地域の法制度は、もともと当該地域社会において存在した規範・慣習法等の上に、16世紀以降、スペイン、ポルトガル、英国、フランス、オランダ、ドイツ、米国等の欧州諸国の植民地政策や法制度の影響を受けながら発展してきた。第二次世界大戦時に日本による支配を受けていた国・地域もあったが、日本による支配を脱した後は米国法等の影響を強く受けたことから、いずれの国・地域においても、現在では日本の法制度の影響はほとんど残っていない。オセアニア各国・地域の法制度は、欧米諸国とは異なる特徴的な内容を含んでいることも少なくないため、オセアニア各国・地域の法制度を研究する意義は大きいと思われる。

II オセアニア各国・地域の法制度の分類

1 総説

オセアニアのオーストラリアを除く地域を、メラネシア、ミクロネシア、ポリネシアに分けることもあるが、このような区分は、民族的・文化的・言語的特徴を必ずしも反映しておらず、法制度の分類とも関係がない。

オセアニア各国・地域を法制度の観点から分類するとすれば、まず、①オーストラリア及びニュージーランドという英国法²の流れを汲む2つの先進国の法制度と、②それ以外の島嶼国の法制度という分類が、実態に合うであろう。英国法の流れを汲み、先進的な法制度を有するオーストラリア及びニュージーランドは、従来から、オセアニアの島嶼国に対するリーダー的役割を担っており、島嶼国の法制度の整備・運用に対しても、指導・助言・監督的なものから、人的・経済的援助に至るまで、さまざまな貢献を果たしてきた。

また、「法の継受」の観点から、オセアニア各国・地域の法制度を、①英国法を継受した

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

国・地域、②米国法を継受した国・地域、③フランス法を継受した国・地域に分類することもできる（表1を参照）。

表1：オセアニア各国・地域の法制度の「法の継受」の観点からの分類

① 英国法を継受した国・地域	オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィジー、バヌアツ、ツバル、トンガ、サモア独立国、ナウル、キリバス、クック諸島、ニウエ
② 米国法を継受した国・地域	パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、グアム
③ フランス法を継受した国・地域	仏領ニュー・カレドニア、仏領ポリネシア

表1にあるとおり、オセアニアでは、「英国法を継受した国・地域」と「米国法を継受した国・地域」が圧倒的に多い。しかし、そのように英米法系に属する国・地域においても、とくに土地や紛争解決に関しては、その国・地域における伝統に基づく独自の慣習法が存在することも多い。また、英米法的な特色とともに大陸法的な特色が併存している国・地域もある（例えば、バヌアツ）。このように、オセアニア各国・地域では、その歴史的背景や経緯等から、国・地域ごとに異なるさまざまな特色を有する法制度が存在する。したがって、表1に記載した法制度の分類は、一応の整理という程度にとどめ、必要以上に拘泥すべきではない。

2 英国法を継受した国・地域

英国法は、大英帝国により世界中の植民地に伝播し、コモン・ロー諸国の法制度の基礎を形作っている。今日においても、英国法の判例集に掲載された判例が、旧植民地である国・地域において、説得的な権威性のあるものとして引用されることが少なからずある。

英国法を継受したオセアニアの国・地域としては、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィジー、バヌアツ、ツバル、トンガ、サモア独立国、ナウル、キリバス、クック諸島、ニウエが挙げられる。

なお、英国法の継受ルートとしては、(ア) 直接、英国から継受するルート、(イ) オーストラリア及び／又はニュージーランドから継受するルート、(ウ) 上記の(ア)と(イ)の両方のルートから継受するルートがある。

以下、英国法の継受にあたり特色のある国・地域について紹介する。

(1) 「オーストラリア」及び「ニュージーランド」は、長く英国の植民地であったことから、英国法の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。オーストラリアの連邦憲法は、英国議会で制定された1900年オーストラリア連邦憲法法の付属文書という形式を採っており、1901年1月1日より施行された。オーストラリアの連邦憲法は、

英国から、議院内閣制、立憲君主制、コモン・ローによる人権保障、民主主義の原則を採用している。また、ニュージーランドは、法律より上位に位置付けられる成文憲法典を有しないが、1986年憲法、1990年ニュージーランド権利章典法、1993年人権法等が存在する。ニュージーランドも、英国にならい、議院内閣制、立憲君主制、コモン・ローによる人権保障、民主主義を採用している。

(2)「パプアニューギニア」は、英国の保護領及びオーストラリアの委任・信託統治領であったことから、英国法及びオーストラリア法の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。判例法には、1975年9月16日の独立日以前における英国の判例法（コモン・ロー及びエクイティ）と、独立後のパプアニューギニアの裁判所の判例が含まれる。また、とくにオーストラリアによる統治の時代には、多くの法令が成文法として制定され、独立後も多くの成文法が制定されている。パプアニューギニアは、英連邦（コモンウェルス）の一国であり、英国国王を国家元首とする立憲君主国である。パプアニューギニアは、英国にならい、議院内閣制、立憲君主制、民主主義等の制度を採用している。

(3)「ソロモン諸島」は、1950年まで米軍が駐留した後は英国の支配下に置かれていたが、1976年に自治権が与えられ、1978年7月7日に英連邦（コモンウェルス）の構成国として独立を果たした。ソロモン諸島の法制度は、英国法の影響を直接・間接に受けており、いわゆる判例法主義の法体系を採用している。ソロモン諸島は、英国国王を国家元首とする立憲君主国である。ソロモン諸島は、英国にならい、議院内閣制、立憲君主制、民主主義等の制度を採用している。

(4)「バヌアツ」は、1906年から1980年まで、英国とフランスに共同統治されていた。当該期間中、①英国法（英国国会法の制定法だけでなく、コモン・ロー及びエクイティ等を含む）は、英国人及び英国法に従うことを選択した外国人に適用され、また、②フランス法は、フランス人及びフランス法に従うことを選択した外国人に適用された。その他に、ニューヘブリディーズ諸島における英国及びフランスの高等弁務官が共同で策定した共同規則が、全ての住民に適用された。英国法及びフランス法が抵触する可能性がある場合、裁判所は、公平の原則に従い解決を図ることになるが、裁判官の多くは英国法の訓練を受けているため、実際には、英国法の方がより重視される傾向にあった。その後も次第に、コモン・ロー諸国の法制度の影響が強くなっている³。

(5)現在の「サモア独立国」のある地域は、かつてはドイツが統治していたが、第一次世界大戦でドイツが敗戦したことにより、ニュージーランドが進駐した。1919年には、ニュージーランドの国際連盟委任統治領となり、1945年には、ニュージーランドの国際信託統治領となった。そして、1962年に独立して「西サモア独立国」となり、1997年に国名変更により「サモア独立国」となった。サモアの法制度は、ニュージーランド法及び英国法の影響を強く受けており、いわゆる判例法主義の法体系を採用している。

³ ゴードン・ウォーカー&アルマ・ペクメゾヴィック著、浅香吉幹訳「南太平洋におけるアメリカ法の影響」(『アメリカ法 2013-1』(日米法学会、2013年)所収)8頁。

(6) 現在の「ナウル」のある地域は、1888年にドイツ領となったが、第一次世界大戦時に、オーストラリアがナウルを占領し、1920年以降は、オーストラリア、ニュージーランド及び英国の共同による国際連盟委任統治領となった。第二次世界大戦時には、日本が占領したが、戦後、再び上記3か国の共同による国際連合信託統治領となり、1968年に独立した。ナウルの法制度は、英国法の影響を強く受けており、いわゆる判例法主義の法体系を採用している。

(7) クック諸島は、1888年に英国の保護領となった後、1901年に当時英国の植民地であったニュージーランドに移管された。その後、1965年にはニュージーランドと自由連合関係となり、外交と防衛はニュージーランドに委ねる代わりに、内政自治権を得た。1973年のニュージーランドとの共同宣言により、クック諸島は主権国家となった。クック諸島の法制度は、英国法及びニュージーランド法の影響を強く受けている。主な法源としては、①憲法、②制定法、③判例法、④慣習法がある。クック諸島の憲法は、1964年にニュージーランド議会により制定され、1965年8月4日に施行された。施行後は、ニュージーランド議会がクック諸島の憲法を改正することはできない。クック諸島の憲法を改正できるのはクック諸島議会のみである。クック諸島の憲法は、現在に至るまで、頻繁に改正されている⁴。制定法には、「クック諸島議会が制定した法律」、「ニュージーランド議会がクック諸島に適用するために制定した法律のうち、クック諸島議会が認容した法律」、「クック諸島議会議員の特権等を規定した英国の法律」等がある⁵。

(8) ニウエは、1901年、クック諸島の一部として、当時英国の植民地であったニュージーランドに移管された。1974年、ニウエは、ニュージーランドと自由連合関係となり、外交と防衛はニュージーランドに委ねる代わりに、内政自治権を得た。1988年、ニュージーランド政府は、以後のニュージーランドの国際的合意の効力はニウエには及ばないとの宣言を行った。これにより、ニウエは、独自の外交を行うことができるようになった⁶。ニウエの法制度は、英国法及びニュージーランド法の影響を強く受けている。主な法源としては、①憲法、②制定法、③規則、④条例、⑤慣習法、⑥判例法がある。憲法に相当するのは、ニュージーランドの1974年ニウエ憲法法(Niue Constitution Act 1974)の別表第一(ニウエ語版)及び別表第二(英語版)である。1974年ニウエ憲法法はニュージーランド議会により制定され、1974年10月19日に施行された。施行後は、ニュージーランド議会がニウエ憲法を改正することはできない。ニウエ憲法の改正は、ニウエ議会の決議とニウエの国民投票によってのみ可能である。制定法として法源となるものには、1967年以前の

4

<https://parliamentci.wenginepowered.com/wp-content/uploads/2022/07/Constitution-Amendment-No.-29-Act-2021-No.-8.pdf>

⁵ 永田憲史著「ニュージーランド領クック諸島の刑事司法」(『関西大学法学論集 57-2』(関西大学法学会、2007年)所収)102頁。

⁶ ニウエ及びクック諸島が独立国といえるのかという問題については、さまざまな見方がある(例えば、東裕著「クック諸島は独立国か…主として比較憲法の視点から」)。

https://www.jaipas.or.jp/article/cock_01.html

一部の英国法もあるが、より重要なものとしては、①ニウエが自治領となる前にニュージーランド議会がニウエに適用することとした法律のうち、自治領となった後のニウエ議会が廃止していない法律、②ニウエが自治領となる前にニウエ議会が制定したニウエ令、③ニウエが自治領となった後にニウエ議会が制定した法律がある。慣習法は、ニュージーランドの1966年ニウエ法（Niue Act 1966）により、法源としての効力が認められている⁷。また、ニウエにおける判例法も法源としての効力を有する。1966年ニウエ法には、同法及びニウエの状況と矛盾しない限り、1840年に存在した英国のコモン・ローは、ニウエに適用されることが明文で規定されていたが、2004年の同法改正により当該規定は削除された。

3 米国法を継受した国・地域

米国法も、とくに現代においては、オセアニアの国・地域の法制度に大きな影響を及ぼしている。

米国法の影響を強く受けたオセアニアの国・地域としては、パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、グアムが挙げられる。これらの国・地域は、いずれも、第二次世界大戦後の1947年に、「ミクロネシア地域」として米国の信託統治領となっていたことから、米国法を継受することとなったものである。これらの国・地域は、前述した「英国法を継受した国・地域」とは異なり、英国法の影響を直接には受けていない。

(1)「パラオ」を軍事拠点として重視していた米国は、1982年に「自由連合盟約」(Compact of Free Association (COFA)、通称は Compact) を締結した。これは、50年間にわたり、パラオの国防・安全保障の権限を米国に委ねる代わりに、パラオが米国から経済援助を受ける、という内容のものであった⁸。「自由連合盟約」が発効した1994年に、パラオは独立を果たした。2010年には、第二次「自由連合盟約」が締結された。パラオの法源としては、①憲法、②制定法 (Palau National Code) ⁹、③判例法 (パラオ憲法又は制定法に反してはならない)、④慣習法がある。パラオでは、制定法は「Palau National Code」として1985年に法典化され、その後も追補されている。パラオでは、判例法も法源となるが、それは米国のリステイトメント及び米国又はパラオの裁判所で適用されてきたものにより構成される。パラオは、米国の信託統治領であったことから、米国法の法体系及び判例法を多く導入した。

(2)「ミクロネシア連邦」を軍事拠点として重視していた米国は、1982年に「自由連合盟約」(Compact of Free Association (COFA)、通称は Compact) を締結した。これは、一定期間、ミクロネシア連邦の国防・安全保障の権限と一部の外交権限を米国に委ねる代わりに、ミクロネシア連邦が米国から経済援助を受ける、という内容のものであった。1986年

⁷ 永田憲史著「ニュージーランド領ニウエの刑事司法」(『関西大学法学論集 58・2』(関西大学法学会、2008年) 所収) 112頁。

⁸ パラオは自国の軍隊を有しないが、数多くのパラオ国民が米軍人として働いている。

⁹ <http://www.pacii.org/pw/indices/legis/palau-national-code-index.html>

11 月に自由連合盟約が発効し、ミクロネシア連邦は独立を果たした。2003 年には第二次「自由連合盟約」(通称は Compact II) が締結されたが、2023 年に期限が到来するため、現在、さらなる延長に向けた交渉が行われている。ミクロネシア連邦の法制度は、米国と同様、連邦法と州法から構成されており、米国法の影響を強く受けた法制度であるといえる。法源としては、①連邦及び州の憲法、②連邦及び州の制定法、③条約、④信託統治領法、⑤判例法がある¹⁰。ミクロネシア連邦が米国の信託統治領であった期間に制定された法律は、連邦憲法に反しない限度においてのみ、現在でも効力を認められる。判例法は、原則として、ミクロネシア連邦の裁判所の判例法が適用されるが、米国及び信託統治領であった期間の判例法については、連邦憲法及びミクロネシア連邦の慣習・伝統、社会的・地理的状況に適合する限度においてのみ、適用される。ミクロネシア連邦の国内には法曹養成機関が設立されていないため、法曹志望者は米国やパプアニューギニア等の大学で法律を学ぶ必要がある¹¹。

(3) 「マーシャル諸島」を軍事拠点として重視していた米国は、1982 年に「自由連合盟約」(Compact of Free Association (COFA)、通称は Compact) を締結した。これは、一定期間、マーシャル諸島の国防・安全保障の権限と一部の外交権限を米国に委ねる代わりに、マーシャル諸島が米国から経済援助を受ける、という内容のものであった。1986 年 10 月に自由連合盟約が発効し、マーシャル諸島は独立を果たした。2003 年には第二次「自由連合盟約」(通称は Compact II) が締結されたが、2023 年に期限が到来するため、現在、さらなる延長に向けた交渉が行われている¹²。マーシャル諸島の法制度は、米国法の影響を強く受けた法制度であるといえる。法源としては、①憲法、②制定法、③条約、④信託統治領法、⑤判例法、⑥慣習法がある¹³。マーシャル諸島が米国の信託統治領であった期間に制定された法律は、憲法に反しない限度においてのみ、現在でも効力を認められる。判例法は、マーシャル諸島の裁判所の判例法のほか、憲法及び制定法の規定に反しない限り、米国の裁判所の判例法も参照される¹⁴。マーシャル諸島の民事訴訟規則は、米国連邦民事訴訟規則をモデルとして制定されたものである。また、マーシャル諸島の全ての弁護士は、米国法曹協会 (American Bar Association) の弁護士業務模範規則 (Model Rules of Professional Conduct) に拘束される¹⁵。

(4) 「北マリアナ諸島」は、1975 年に調印された「米国との政治的団結体である北マリアナ諸島コモンウェルスを創設する盟約」(以下「盟約」という)¹⁶により、米国の自治連邦

¹⁰ Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World III*(2002), p.1025-1027.

¹¹ 永田憲史著「ミクロネシア連邦の刑事制裁」(『関西大学法学論集 58-3』(関西大学法学会、2008 年) 所収) 52 頁。

¹² https://www.spf.org/pacific-islands/breaking_news/20220620-2.html

¹³ Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World III*(2002), p.981-982.

¹⁴ Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World III*(2002), p.981-982.

¹⁵

<https://marshallislandslawyers.com/u-s-law-guides-marshall-islands-law-and-practice>

¹⁶ <https://www.refworld.org/docid/3ae6b54e4.html>

区となった。そして、「北マリアナ諸島コモンウェルス憲法」が 1978 年から施行された¹⁷。盟約により、北マリアナ諸島の外交と軍事は米国政府に委ねられるが、内政自治権は北マリアナ諸島政府に留保されるとともに、北マリアナ諸島の市民には、米国の市民権が認められることとされた。北マリアナ諸島は、米国の正式な州ではないため、米国連邦議会の上院と下院に通常の議員を送ることはできないが、2009 年から、北マリアナ諸島から米国連邦議会の下院に、投票権を有しない代表（但し、下院の委員会では投票権を有する）を送ることができるようになった¹⁸。北マリアナ諸島の法制度は、①「米国の連邦法及び判例法」（連邦法）、並びに②「北マリアナ諸島の成文法及び判例法」（北マリアナ諸島法）により構成される。連邦法には、北マリアナ諸島法に優越する効力が認められている。北マリアナ諸島法¹⁹は、米国の影響を強く受けた法制度であるといえるが、自治連邦区としての北マリアナ諸島に対しては、州の場合とは異なり、合衆国憲法の全ての規定が適用されるわけではない。「合衆国法典」（United States Code, U.S.C.）²⁰の「Title 48 Territories and Insular Possessions」は、米国の海外領土について規定しているが、その中に、「第 17 章 北マリアナ諸島」として、関連規定が置かれている²¹。北マリアナ諸島法の法源としては、①盟約、②北マリアナ諸島憲法、③北マリアナ諸島議会により制定された法律²²（「コモンウェルス・コード」²³として法典化されている）、④北マリアナ諸島の行政規則²⁴、⑤サイパン島、テニアン島、ロタ島の各自治体により制定された条例²⁵、⑥北マリアナ諸島の裁判所による判例法がある。北マリアナ諸島憲法の改正には、合衆国政府の承認を要しないが、連

¹⁷ 北マリアナ諸島が米国のコモンウェルスであるからといって、米国と北マリアナ諸島の関係が一義的に定まっているわけではなく、国際関係等の諸状況により変化することがある。現に、従来、北マリアナ諸島政府は出入国管理権を有していたが、2009 年から北マリアナ諸島政府の出入国管理権は消滅し、米国国土安全保障省が移民・国境管理を引き継いだ。これは、2001 年の同時多発テロに危機感を抱いた米国ブッシュ政権が、米国へのテロリストの侵入を防ぐため、北マリアナ諸島においても米国と同じ厳格な出入国管理を適用することにしたことによる（中山京子著「欧米諸国に分断された島々の運命」（『グアム・サイパン・マリアナ諸島を知るための 54 章』（明石書店、2012 年）所収）25～26 頁）。

¹⁸ 長島怜央著「変わる『本土』との関係とチャモロ・ナショナリズムの展開」（前掲『グアム・サイパン・マリアナ諸島を知るための 54 章』214 頁）。

¹⁹ 北マリアナ諸島法に関しては、北マリアナ諸島法改革委員会のウェブサイトが参考になる。

<https://cnmilaw.org/#gsc.tab=0>

²⁰ 「合衆国法典」は、連邦の制定法を集大成して系統的に配列したものであり、法律そのものではない（『米国司法制度の概説』（米国大使館／アメリカンセンター・レファレンス資料室、2012 年）8 頁）。

<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3337/>

²¹

<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title48/chapter17&edition=prelim>

²² <https://cnmilaw.org/leg.php#gsc.tab=0>

²³ <https://cnmilaw.org/cmc.php#gsc.tab=0>

²⁴ <https://cnmilaw.org/admin.php#gsc.tab=0>

²⁵ <https://cnmilaw.org/leg.php#gsc.tab=0>

邦裁判所は、北マリアナ諸島憲法の改正が合衆国憲法・条約・連邦法に合致するか否かを判断することができる。

(5)「グアム」は、米国の海外領土の一つであり、「準州」と位置付けられている。1898年の米西戦争の結果、グアムは、フィリピン及びプエルトリコとともに、米国に割譲された。第二次世界大戦後の1950年、グアムは、米国議会が制定した「グアム基本法」(Organic Act of Guam)²⁶に基づき、米国の自治的未編入領域となった²⁷。1968年以降は、公選の知事が一院制の議会とともに内政にあたり、また、1972年以降は、米国連邦議会の下院に、投票権を有しない代表1名を送っている。グアムの法制度は、①「米国の連邦法及び判例法」(連邦法)、並びに②「グアムの制定法及び判例法」(グアム法)により構成される。連邦法としては、合衆国憲法、合衆国議会の制定法、合衆国大統領の命令、合衆国連邦裁判所の判例法等があるが、現在、ほとんどの連邦法は、グアムに適用される²⁸。合衆国議会は、1950年に、「グアム基本法」を制定した。この法律は、その後の改正を経て、今日のグアムの統治機構等の基本的枠組みを形作っている。また、「合衆国法典」(United States Code, U.S.C.)の「Title 48 Territories and Insular Possessions」は、米国の海外領土について規定しているが、その中に、「第8A章 グアム」として、関連規定が置かれている²⁹。グアム法としては、グアム議会の制定法、グアム政府の行政規則等、グアム裁判所の判例法等がある。グアム法は、米国法(とくに連邦法及びカリフォルニア州法)の影響を強く受けている。グアム議会により制定された法律は、「グアム法典」(Guam Code)³⁰として法典化されている。

Ⅲ 土地・紛争解決に係る伝統的生活共同体の慣習等

オセアニアの島嶼国の島々が西洋人により「発見」されたのは、16世紀以降であるが、それよりはるか昔から、そこには原住民が定住していた。いつから原住民が定住していたかは正確には不明であるが、島によっては、紀元前のはるか昔から定住者がいたといわれている。原住民の集団が長い期間にわたって形成してきた土地やもめごと等に関する慣習は、西洋人の到来によっても完全に消え去ることなく、現代においても依然として存在しており、西洋人の持ち込んだ法制度に取り入れられた部分があれば、西洋人の持ち込んだ法制度と並存している部分もある。

また、オセアニアの島嶼国の島々のほとんどは面積が小さく、しかも島々の土地は祖先

²⁶ https://www.opaguam.org/sites/default/files/organic_act.pdf

²⁷ グアムの実質的意味の憲法に相当するのは、「グアム基本法」である。グアム基本法は、1950年に米国連邦議会で採択され、1950年8月1日に施行された。全35条からなるグアム基本法は、グアムを米国の自治的未編入領域とすること、行政、立法、司法の各機関を設置すること、グアムの住民に米国市民権を与えること等を規定している。

²⁸ 但し、グアムは、合衆国憲法の州際通商条項による規制の対象とはならない。

²⁹ <http://uscode.house.gov/browse/prelim@title48/chapter8A&edition=prelim>

³⁰ <http://www.guamcourts.org/CompilerofLaws/gca.html>

から受け継がれてきたもので、原住民が共同生活を行う場でもあるため、個人的所有とは相容れない性質を有していた。宗主国の土地制度が島嶼国に導入されるに従い、「島嶼国における伝統的生活共同体の慣習」と、「宗主国における私有財産権制度」との性質上の違いが明らかとなっていった。オセアニアの島嶼国の中でも、伝統的生活共同体の慣習及び現在の法令のあり方は国によりさまざまである。外国人による土地所有等についても、憲法又は法律により禁止又は制限している国が多いが、その規制の在り方は国により違いがある。

以下では、オセアニアのいくつかの島嶼国における土地・紛争解決に係る伝統的生活共同体の慣習等について、紹介する。

1 パプアニューギニア

パプアニューギニアの内陸部は、1960年代になるまで未開の地であり、英国及びオーストラリアの支配は及んでいなかった地域が多い。現在でも、パプアニューギニアの各地には、血縁関係を中心とする多数の生活共同体（ワントク）が存在しており、良くも悪くも、利害調整や紛争解決等の機能を担っている。そのため、パプアニューギニアの法体系においては、慣習法の占める割合が高いといえる。2000年に採択された「基層法に関する法律」（Underlying Law Act）は、共同体の伝統的な慣習及び正義の理念に基づく基層法が、憲法及び議会制定法に反しない限り、効力を有するものとしている³¹。

パプアニューギニアの土地の約97%は、慣習上の権利の下にある。1996年土地法によると、「慣習地」とは、「生来的市民又は共同体に属し、慣習から生じ、また、慣習によって規制されている所有権又は占有権によって、生来的市民又は共同体が所有又は占有する土地」である。外国人・外国企業は、直接に伝統的所有者から慣習地を購入又は賃借することはできないが、パプアニューギニア政府を通じて間接的に賃借を受けることはできる³²。パプアニューギニアでは、各地方の生活共同体（ワントク）の首長・長老らが、実質的な行政・司法担当者として、利害調整・紛争解決の役割を果たしている³³。例えば、ニューギニア高地エンガ州サカ谷の事例でいえば、村落で小規模な争いが生じた場合の紛争解決方法として、①村落のリーダーによる仲裁、及び②村落裁判所による裁判がある。①村落のリーダーによる仲裁は、リーダーと呼ばれる男性、争いの当事者及び村落の複数の男性が広場に集合して、和解のための話し合いを行うというものである。リーダーとなる男性は、優れた弁別能力を有し、争いをうまく収めることができる者が選ばれる。仲裁においては、誰でも自由に発言することができ、当事者同士も直接話をする事ができる。話し合いの結果、補償の支払いや握手等をして決着する。これに対し、②村落裁判所による裁判は、村

³¹ <https://unimelb.libguides.com/png>

³² 「パプアニューギニア投資ガイドブック」（JUCA、2014年）21頁。

https://www.jica.go.jp/png/ku57pq0000046des-att/investment_guide_ja.pdf

³³ 杉本篤史著「パプアニューギニア独立国1975年憲法について」（『国際関係学研究 第26号』（東京国際大学大学院法学研究科、2013年）所収）120頁。

村落裁判所の内部において、判事、原告、被告、証人等の少人数の者により行われる。村落裁判所の制度は、地域住民から素人判事を選出し、その地域の慣習及び正義の理念に則って、共同体の紛争を平和と協調の観点から解決するというものである。村落裁判所は現在、全土に 1100 か所以上設置されている³⁴。判事は、原告、被告、証人等に質問をし、最終的には、判決・裁判所命令を下す。村落裁判の目的は、民事事件や軽微な刑事事件等を、慣習に従って平和的に紛争解決することにある³⁵。

パプアニューギニアの生活共同体（ワントク）の掟として、何らかの損害を受けた場合、同じ程度の報復（ペイバック）をする慣習がある。ワントク内の者が被害を受けた場合、加害者だけでなく、加害者が属するワントクにも報復をしてかまわないと考えられている³⁶。内陸部等の遠隔地では、村落裁判所での紛争解決が重要な役割を果たしている。1989 年村落裁判所法によると、村落裁判所は、当該地方における秩序を乱すあらゆる事項につき一般的管轄権を有する。被害者側は、金銭・物品という形の補償を要求するのが一般的である。加害者側は、村落裁判所から課せられた補償命令を将来にわたって履行する義務を負う。これにより、警察官がいないような遠隔地においても、被害者側は一定程度満足し、地方の秩序が保たれることになる。

2 ソロモン諸島

ソロモン諸島の土地は、伝統的に、氏族・部族等の共同体による所有という形で分有されてきた。ソロモン諸島には約 5,500 の小さな村落があるが、次第に貨幣経済が浸透しつつあるとはいえ、依然として生業経済が基盤となっている。各村落の人々は誰でも、自分の村落の慣習地において、木材の入手、植物の採集、動物の狩猟等を行うことができる。ソロモン諸島では、第二次世界大戦後、土地に関する法制度の整備が進められた。その結果、ソロモン諸島の土地は、①記録化された権利に基づく土地（政府の所有地等）、②慣習地（伝統的な共同体の所有地）、③遊休地（公的な所有地）の 3 つに分類された。上記①の土地は都市部に多いが全体の約 12%にすぎず、残りの 88%は上記②の慣習地である³⁷。慣習地については、調査・登録する公的制度が存在しないため、慣習地における森林伐採について土地所有者の同意を取得しようとしても土地所有者を確定することができなかったり、複数の共同体間で境界争いが起きたりすることもある³⁸。

ソロモン諸島の土地に関する権利については、一般に、①第一次権利（男性を起源とする

³⁴ 杉本・前掲書 124 頁。

³⁵ 深川宏樹著「紛争の『重み』、感情の仲裁 ——ニューギニア高地エンガ州サカ谷の事例から」（『文化人類学 82 巻 4 号』（日本文化人類学会、2018 年）所収）529・535 頁。

³⁶ 山口由美著『世界でいちばん石器時代に近い国 パプアニューギニア』（幻冬舎、2014 年）175～176 頁。

³⁷ 須藤健一著「国家政策に抗する森林開発」（大塚柳太郎編『ソロモン諸島 最後の熱帯林』（東京大学出版会、2004 年）所収）170～171 頁。

³⁸ https://www.rinya.maff.go.jp/j/rivou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report_oce_4.pdf

氏族が有する、土地に対する「所有」の権利)、②第二次権利(女性を起源とする氏族が有する、土地に対する「利用」の権利)、③第三次権利(コミュニティの誰もが有する、水・薪・野生動物等を採集することができる権利)というように3つに分類する考え方が有力である。これは、西洋的な近代所有権法理論の考え方とは大きく異なるものである³⁹。上記の第二次権利は、「1つの氏族に1つの土地」というように「一対一対応」となっているのではなく、いくつかの氏族の権利が折り重なっており、曖昧さを含んでいる⁴⁰。従来、ソロモン諸島における土地の境界線は重要ではなく、はっきりしてはいなかったが、土地紛争が増加した原因は、森林の商業伐採、プランテーション等の開発にあるといわれている⁴¹。ソロモン諸島の土地の所有権は、原則として、ソロモン諸島国民のみに認められる。憲法にも、土地に関する規定があり(第11章)、土地に対する永続的な権利を保有又は取得する権利は、ソロモン諸島の国民である者、及び議会が規定するその他の者にのみ帰属すること等が規定されている。但し、金・ニッケル等の鉱物資源の所有権は、ソロモン諸島政府のみに認められる。なお、土地所有権法の1977年改正により、外国人・外国企業は、土地の開発のため、政府から75年以内の期間で定期借地を受けることが認められるようになった⁴²。

ソロモン諸島では、各地方の共同体の首長・長老らが、実質的な行政・司法担当者として、利害調整・紛争解決の役割を果たしている。伝統的に、個人・集団・祖先に対する誹謗中傷、傷害、殺人、呪詛、男女間や財産をめぐるトラブルの多くは、一方当事者が他方当事者に賠償等を行うことにより解決されてきた。これを「コンペンセーション」という。賠償に用いられる物は、貝貨、豚、タロイモ、ヤムイモ、ココナッツ、現金等である。このコンペンセーションにより、紛争を解決し、悪化した関係を修復することにより、報復・破壊・憎悪の連鎖を断ち切ることが可能となる。被害者は、本来、賠償を加害者に請求すべきであるが、紛争を予防できなかったソロモン諸島政府に対して請求をすることもよくある⁴³。但し、現在のソロモン諸島において、コンペンセーションが紛争解決手段として用いられているのは、マライタ島及びガダルカナル島の一部地域のみとなっている⁴⁴。上記のコンペンセーションのような「紛争解決のための他の手段が全て試みられた場合」にのみ、裁判所への提訴が行われる。

3 ツバル

³⁹ 宮内泰介著『開発と生活戦略の民族誌 ソロモン諸島アノケロ村の自然・移住・紛争』(新曜社、2011年)162～163頁。

⁴⁰ 宮内・前掲書176頁。

⁴¹ 宮内・前掲書156頁。

⁴² <https://paradise-solomon.com/about-solomon/>

⁴³ 関根久雄著「紛争解決と損害賠償」(吉岡政徳・石森大知編著『南太平洋を知るための58章』(明石書店、2010年)所収)113～116頁。

⁴⁴ 関根久雄著『地域的近代を生きるソロモン諸島』(筑波大学出版会、2015年)102頁。

ツバルの主要な 8 つの島には、「カウプレ」(Kaupure) と呼ばれる島評議会がある。これは、各島における地方行政に関するさまざまな役割を担っている。各島の地方行政は、各島のカウプレに委ねられている。各カウプレには 6 名の評議員がおり、最長で 2 期 4 年の任期で選出される。評議員長は、評議員の中から単純多数決で間接的に選出され、評議員の中から副議長を任命する。評議会は、必要と思われる数の委員会を任命することができる(例えば、健康、農業・漁業、教育、通信、交通・インフラ、予算の常任委員会がある)。委員会は、単純多数決で意思決定を行い、その決定をカウプレに報告する⁴⁵。

また、各島には、「ファレカウプレ」(Falekaupure) と呼ばれる伝統的な長老の集まりがある。これは、「アガヌ」(Aganu) と呼ばれる伝統的な習慣・文化に基づき、「ウル・アリキ」(Ulu Alikiki) という長老をトップとする伝統ヒエラルキー構成となっている。ファレカウプレは、毎年 3 月及び年間を通じて 3 か月ごとに、通常、島で一番大きな集会所で開催される。18 歳以上の島民なら誰でも集会に参加できる。集会では、①過去 3 か月間のカウプレの活動及び財務に関する報告、②島の開発計画の進捗状況の報告、③次年度のカウプレの予算等の審議等が行われる。

「ファレカウプレ法」(Falekaupure Act) は、カウプレとファレカウプレの設立、構成、機能等について規定を置いている。同法によると、各島のカウプレは、ファレカウプレの執行機関と位置付けられる。

ツバルの国土の約 95% は慣習上の土地であり、約 5% は公共の土地である⁴⁶。ツバルの慣習上の土地は、全て登記されている⁴⁷。ツバルの慣習上の土地の譲渡は、原則として禁止されており、例外的に国やカウプレ等への譲渡は可能とされている。慣習上の土地のリースは可能であるが、大臣の認可を得る必要がある⁴⁸。政府は、社会サービスや公共インフラ(道路、廃棄物管理、電気、教育機関、病院等)のために、ツバルの慣習上の土地を強制収用することができる⁴⁹。

土地に関連する制定法としては、「先住民土地法」(Native Lands Act)、「海岸及び土地再開発法」(Foreshore and Land Reclamation Act) 等がある。

「先住民土地法」⁵⁰によると、先住民の土地の譲渡は、売却、贈与、リース、その他の刑式を問わず、先住民でない者に対して行ってはならない。但し、英国王室、カウプレ又は協同組合等に対する先住民の土地の譲渡は、禁止又は制限されていない。各島には、土地裁判所が設置される。土地裁判所には 6 名以上の職員がいなければならない。土地裁判所は、土地法典又は(土地法典が適用されない場合には)現地の慣習法に従い、土地、土地境界、先住民の土地登記簿に登録された先住民の土地の所有権の譲渡に関するすべての事

⁴⁵ http://www.clgf.org.uk/default/assets/File/Country_profiles/Tuvalu.pdf

⁴⁶ Commonwealth of Australia, 2008, 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.4.
https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeOne_Bookmarked.pdf

⁴⁷ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.29.

⁴⁸ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.39.

⁴⁹ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.65-66.

⁵⁰ <https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC099659/>

件、及び先住民の土地の所有と利用に関するすべての紛争を審理し裁定する。土地裁判所の判決、決定又は命令に対する上訴審は、3名以上の土地上訴廷により行われる。

また、「海岸及び土地再開発法」⁵¹によると、何人も、まず土地局長官から一定の目的のためのライセンスを取得しなければ、指定された前浜から砂、砂利、岩石、又はその他同様の物質を除去してはならないものとされている。

4 トンガ

トンガ憲法は、土地について、詳細な規定を置いている（104条～114条）。トンガの土地に関する基本的な法律としては、「1927年土地法」がある（同法は、現在まで、幾度もの改正を受けている）。憲法104条によると、トンガのすべての土地は国王の財産であるが、国王は、いつでも、貴族及び首長等に対し、土地を世襲財産として与えることができるものとされている。国王の土地は、①世襲的な王室財産・王族財産として国王自身に、②世襲的な貴族財産として貴族に、③王国財産として政府に、それぞれ割り当てられている。土地の保有は、割当て（Allotments）及び賃貸（Leases）の2種類が認められている⁵²。なお、トンガでは、土地は不動産であるが、建物は動産とされている⁵³。

「割当て」は、トンガの男性に与えられた終身財産で、当該男性の死亡又は放棄により、その未亡人、嫡出子たる長男若しくは孫に承継されるものである。相続人がいない場合、又は死亡・放棄から12か月以内に請求がなされない場合、その割当ては自動的に王室に戻る。割当ては、譲渡、売却、遺贈することはできず、法律に従って相続人に帰属させなければならない。他の子や孫は割当てを受ける権利がないため、自分自身で割当てを申請するしかないが、トンガには割当てのための土地が残されていないため、実際上不可能である。トンガでは、このような状況が何年も続いており、割当てのある者よりも、割当てのない者の方が多くなっている⁵⁴。

割当てを受けた者は、その割当てを「賃貸」することができる。賃貸を行うには、内閣の承認を受け、測量と登記を行い、最長99年の期限付きの借地証書の発行を受けなければならない。年間賃借料は土地局に支払うことになっており、その10%は政府歳入となる。賃料は、5年ごとに協定で、又は協定がない場合は内閣の決定で、増額することができる。借地期間終了後、借主は、建物を土地から撤去しなければならない。転貸借は賃貸借契約

⁵¹ <https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC035673/>

⁵²

<https://www.usp.ac.fj/discipline-of-law/wp-content/uploads/sites/128/2022/01/LAND-PROBLEMS-IN-TONGA-Laki-Niu.pdf>

⁵³

https://sheltercluster.s3.eu-central-1.amazonaws.com/public/docs/2018_03_23_guidance_hlp_law_in_tonga.pdf

⁵⁴

<https://www.usp.ac.fj/discipline-of-law/wp-content/uploads/sites/128/2022/01/LAND-PROBLEMS-IN-TONGA-Laki-Niu.pdf>

によって認められるが、やはり、内閣の承認を得て、借地証書の発行を受けなければならない⁵⁵。

5 ナウル

西洋人が到達する前のナウルでは、土地が 12 の地域に分けられ、それぞれの地域内で、土地は氏族によって集団所有されていた。所有権の世襲制度は母系制であった。ドイツ統治時代には、土地所有の記録は、土地所有者集団のメンバーではなく、一族の年長の男性によって、「ドイツ地籍簿」と呼ばれる公式の台帳に記録された。このため、氏族による集団所有は消滅し、個人又は家族の所有権に取って代わられた⁵⁶。

1900 年代初頭、英国企業 (Pacific Phosphate Company) がナウルでリン鉱石を発見し、ドイツ政府と交渉した上で、当時のドイツ政権にロイヤリティを支払うことでリン鉱石の採取権を獲得することに成功した。ナウルが独立した後、Pacific Phosphate Company の所有権はナウルに移った。他の太平洋島嶼国と異なり、ナウルでは植民地時代に外国人への土地の売却が禁止されていたため、外国人への土地譲渡は行われなかった。そのため、ナウルの土地のほとんどは、ナウル人個人や家族が共同所有している。政府所有の土地はごくわずかである。リン鉱石採掘のための土地の所有権は、国が引き受けなかった⁵⁷。

1976 年土地法 (Lands Act 1976) は、従来の土地条例を廃止し、リン鉱石産業及びその他の公共目的のための土地の賃貸、樹木・作物・土砂の除去、補償金等について規定するために制定された。同法によると、ナウルの土地は、非ナウル人に譲渡してはならない。仮に譲渡契約を締結したとしても、譲渡契約は無効とされるほか、6 か月の拘禁刑を科される可能性がある。ナウルの土地の譲渡・売却・賃貸等をするためには、大統領の書面による同意を得なければならない。同意無しでこれらの契約をしたとしても、当該契約は無効とされるほか、200 ドルの罰金を科される可能性がある。同法は、土地を、①リン酸塩を含む土地、②リン酸塩を含まない土地、③リン酸塩を含むが採掘済みの土地の 3 種に分けている。リン鉱石産業又はその他の公共目的のために土地の賃貸を希望する者は、大臣に申請書を提出する。大臣は、当該土地がどの種類に属するかを決定した上で、必要性和公共目的を審査し、申請を認めるべきと判断したときは、土地所有者に賃貸等の要請を通知する。通知を受けた土地所有者の人数及び持分の両方につき 4 分の 3 以上の賛成が得られ、賃貸借契約等に署名した場合、他の者が反対したとしても、賃貸借契約等は有効に成立する。1969 年に設立された「Nauru Phosphate Corporation」が土地所有者と賃貸借契約等を締結してリン鉱石を採掘する場合、当該土地にあるリン鉱石を取得・処分等することができる。

⁵⁵

<https://www.usp.ac.fj/discipline-of-law/wp-content/uploads/sites/128/2022/01/LAND-PROBLEMS-IN-TONGA-Laki-Niu.pdf>

⁵⁶ ‘MAKING LAND WORK Volume one’ pp.115.

⁵⁷ ‘MAKING LAND WORK Volume one’ pp.125.

6 パラオ

伝統的にパラオの土地の大半は、一族が共同で所有し、村の長老や酋長による評議会が管理していた。所有権は、通常、一族の女性によって継承された。しかし、ドイツと日本による統治の時代に、伝統的な土地の共同所有制度は、個人所有に取って代わられた⁵⁸。即ち、ドイツ統治時代には、土地、特に未開拓地の個人による占有・所有が奨励され、コブラの生産が拡大した。これがきっかけとなり、個人所有の流れが生まれた。現在、2万件の土地所有権があると推定されているが、その中には一族や共同体の土地所有権もあるが、多くは個人の所有権である。パラオへの日本人移民が急増した委任統治時代には、パラオに移住した日本人が、島民から土地を騙し取ったり、脅し取ったりして、「土地問題」が多く発生していた⁵⁹。

上述した日本による統治時代、パラオにおいて、「トチダイチョー」（土地台帳）が編纂された。「トチダイチョー」が現在でも権威あるものとして使用されているが、編纂当時の土地測量が不正確であったことから、実際の土地の形状・面積と「トチダイチョー」の記載の間に齟齬が生じるという問題が生じており、「トチダイチョー」が土地紛争の原因となることがある。ちなみに、パラオでは、現在でも、「ツボ」（坪）が土地取引で面積の単位として使用されている⁶⁰。

現在、パラオの土地及び水域を所有することができるのは、パラオ市民及びパラオ市民の完全所有による法人に限られる（13条8項）。

パラオの16の州の各地には、氏族がある。そこには、国家の裁判所制度とは別の、伝統的な社会システムがあり、これが紛争解決の役割を果たすことがある。氏族の長には男性が就くが、彼らは氏族の女性によって選ばれる。最上位の氏族長は、「バイ」（Bai）と呼ばれる伝統的な建物で会議を開催する。会議では、村の規則を制定するほか、違反者を呼び出して罰を与えること等が行われる。罰は、金銭のほか、魚等の食物であることもある。また、被害者とその家族に援助を提供することや、村のために仕事を行うこともある。違反者への罰を決定する際には、1名の氏族長が検察官としての役割、2名の氏族長が裁判官としての役割を担う。罰の決定に対して、不服申立てはできない⁶¹。

7 クック諸島

⁵⁸ ‘MAKING LAND WORK Volume one’ pp.115.

⁵⁹ 清水久夫著「パラオ文化と土方久功 ―久功が遺したもの」（『太平洋諸島の歴史を知るための60章 ―日本とのかかわり』（明石書店、2019年）所収）101頁。

⁶⁰ 山上博信著「日本統治期の法制度の名残り」（古川浩司・ルルケド薫著『知っておきたいパラオ ―ボーダーランズの記憶を求めて』（国境地域研究センター、2020年）所収）46～49頁。

⁶¹ マイケル・J・ローゼンタール著、高橋貞彦翻訳「パラオの修復的司法プログラム」（『近畿大学法学 第52巻第1号』（近畿大学法学会、2004年）所収）21～31頁。

クック諸島における土地に関する伝統的な慣習によると、①土地所有者は、権利のある土地又はその付近に住み、建築、園芸、狩猟、採集等の活動にその土地を利用していた。②土地所有者の権利は、子孫集団の一員としての権利であった。この子孫集団が土地の主な権利を持ち、その構成員に権利を配分していた。③土地に関する決定は、家族、親族、部族の各レベルの年長者の問題であった。これらの年長者は、女性を含むすべてのメンバーの権利と必要性に配慮する責任があった⁶²。

上記のような伝統的な慣習は、1915年にニュージーランド議会で制定された「クック諸島法」によって大きな影響を受けた。この法律は、先住民土地裁判所（Native Land Court）が、先住民の慣習や使用法に従って慣習地の所有権を調査・決定し、その土地を「先住民の自由保有地」（native freehold land）に転換する命令を下すことを認めた。これにより、慣習地の3分の2は、先住民の自由保有地に転換された⁶³。

クック諸島の慣習的土地所有者は、1970年「土地法」に基づいて法人化することができる。この場合、高等法院に申請し、集団を代表して意思決定を行う権限を有する管理委員会を設立する必要がある。ニュージーランドと同様、土地所有者が法人化することは非常に少ないが、これは、行政や規制の複雑さに加え、クック諸島の土地所有者の90%近くが外国に居住していることを反映している⁶⁴。

クック諸島及びニュージーランドでは、個々の慣習的土地所有者の登録簿の作成が試みられている。両国とも平等な相続制度を採用しており、親の土地を子が平等に相続する。この制度が、土地の細分化と相互所有の問題を生んでいる。小さな土地に何百、何千もの所有者が存在し、一人の人間が多数の小さな土地の所有権を持っている可能性がある。平等な相続制度は、土地に対する伝統的な慣習を破壊し、土地制度を実行不可能なものに変えてしまった。高度に細分化された土地所有権は、悪循環を生み出す。所有権の希薄化が進めば進むほど、所有権の統合を可能にするために人々が土地を処分するインセンティブが低下するからである。このような現象が起こる原因は、①所有権の価値が低下し、土地を処分するメリットが減少すること、及び②所有権の権利関係が複雑になり、所有権を統合するために所有者を集めるためのコストと労力がかかることにある。慣習的土地所有に平等な相続制度を適用する際に起こりうるもう一つの問題は、「不在地主」である。伝統的な慣習によると、他の場所に移住した者は、通常、その土地に対する権利を放棄していた。しかし、クック諸島の正式な土地登記簿では、すべての子が親の登記された土地を相続することになっている。そのため、土地の管理に関する決定が、居住者よりも不在地主の影響を強く受けることがある。クック諸島では、約90%の国民が外国に住んでいるため、これは特に懸念されるところである。平等な相続制度の結果、慣習地に住むクック諸島民の権利は、多数派である外国への移住者（不在地主）の意向に支配されている。慣習地の権

⁶² Commonwealth of Australia, 2008, 'MAKING LAND WORK Volume two' pp.157.
https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeTwo_Bookmarked.pdf

⁶³ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.119.

⁶⁴ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.23.

利は、クック諸島に行ったことも無い外国生まれのクック諸島人にまで及んでいる⁶⁵。

クック諸島では、慣習的土地は、「先住民の自由保有地」(native freehold land)に転換することができる。しかし、先住民の自由保有地は、国以外に対して譲渡することができず、抵当権も設定できないため、民間の自由保有地のような特性はない⁶⁶。クック諸島では、慣習的土地のリースは可能であるが、慣習的土地所有者が適切な意思決定をしていることを確認するために、リース契約（多くの場合、最長 60 年）⁶⁷について土地裁判所の承認が必要とされる⁶⁸。

IV オセアニアで比較的多くの国・地域にみられる特徴的な制度・運用

1 一院制

オセアニア諸国は、人口が比較的少ない国が多いため、一院制を採用している国が多い。オセアニアで一院制を採用している国としては、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィジー、バヌアツ、ツバル、トンガ、サモア独立国、ナウル、キリバス、ミクロネシア連邦、クック諸島が挙げられる。他方、二院制を採用している国としては、オーストラリア、パラオがある。

なお、マーシャル諸島については、見解が分かれている。即ち、マーシャル諸島の立法府としては、議会 (Nitijela) と首長評議会 (Council of Iroij) がある。これら 2 つを立法院に位置付けて「二院制」と捉える考え方と、首長評議会を行政府に位置付けて「一院制」と捉える考え方がある。「二院制」と捉える考え方においては、議会 (Nitijela) が下院、首長評議会 (Council of Iroij) が上院に位置付けられる。首長評議会は、12 名の伝統的指導者で構成され、諮問機関としての役割を担っている。

2 外国人裁判官の登用

(1) 多くの太平洋島嶼国では、以前から、外国人裁判官が登用されている。とくに、英国法や米国法を継受した太平洋島嶼国では、他のコモン・ロー諸国（オーストラリア、ニュージーランド等）の裁判官を招聘し、実際に裁判実務にあたらせている。多くの太平洋島嶼国で外国人裁判官の登用を可能にしている理由としては、(a)コモン・ローを採用する国々では、判例法に関する基本的な考え方が共通しているため、外国人裁判官であっても、大きな違和感なく派遣先国の裁判実務にあたる事が可能であること、(b)英語が公用語とされており、裁判手続においても主に英語が用いられること、(c)多くの太平洋島嶼国では、裁判官の養成・教育が必ずしも十分ではなかったため、長年にわたって裁判実務を経験し

⁶⁵ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.24-25.

⁶⁶ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.42.

⁶⁷ 'MAKING LAND WORK Volume two' pp.166.

⁶⁸ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.51.

てきたオーストラリアやニュージーランド等の裁判官を派遣してもらう方が合理的であること等が挙げられよう。

以下、外国人裁判官を登用している太平洋島嶼国をいくつか紹介する。

- ①ソロモン諸島の控訴院は、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニアの上級裁判官、ソロモン諸島の控訴院長官及び高等法院の裁判官で構成される。ソロモン諸島の高等法院にも、外国人裁判官が所属している⁶⁹。
- ②フィジーにおいては、裁判官の資格要件として、フィジー又は法律で定められた外国での15年以上（治安判事の場合は10年以上）の実務経験等が要求されているが、フィジー国籍は要求されていない。
- ③バヌアツの上級裁判所裁判官のうち1名は、ニュージーランド地方裁判所からバヌアツ上級裁判所へ2年間の出向を命じられた者である。2004年以降、ニュージーランド地方裁判所の異なる判事がバヌアツ上級裁判所で勤務している⁷⁰。
- ④サモア独立国の控訴院の合議体は、2名のサモア人裁判官と、1名の外国の非サモア人裁判官で構成される。
- ⑤マーシャル諸島の最高裁判所は、1名の首席裁判官と2名の陪席裁判官で構成される。陪席裁判官には、外国（米国第9巡回区控訴裁判所、パラオ、北マリアナ諸島、カナダ等）の法律家が採用されている⁷¹。

（2）外国人裁判官の登用に関しては、最近になって、大きな問題があることが認識され始めている。即ち、外国人裁判官が派遣先国に滞在するためにはビザの付与を受けることが必要であり、ビザが無ければ強制退去を求められるおそれがあるところ、外国人裁判官が政府にとって不都合な判決を下すと、ビザの付与を受けられなくなる可能性があるという問題である。このような意味で、外国人裁判官は、そもそも脆弱性を有している。また、裁判官の終身制を固定期間制に変更することも、外国人裁判官の地位を弱める可能性が高い。なぜなら、任期の更新を希望する外国人裁判官は、政府に不都合な判決を下すことを躊躇する可能性があるからである⁷²。

実際、キリバスでは、そのような問題が顕在化した。従前から、キリバス政府は、裁判官の終身制を固定期間制に変更することを主張していたところ、オーストラリアからキリバスに戻ろうとした高等裁判所のランボーン裁判官（オーストラリア人）に対し、任期を遡及的に3年とする契約書に署名しない限り、キリバスへの入国を認めないと通知した。そして、2022年5月、憲法の規定（能力不足又は不正行為による裁判官の罷免）に基づき、

⁶⁹

https://www.commonwealthgovernance.org/countries/pacific/solomon_islands/judicial-system/

⁷⁰ <https://courts.gov.vu/about-us/supreme-court>

⁷¹ <http://www.pacii.org/mh/courts.html>

⁷²

<https://www.lowyinstitute.org/the-interpreter/president-vs-judge-how-kiribati-came-constitutional-standoff>

ランボーン裁判官を停職処分及び国外追放処分とした（なお、ランボーン裁判官の妻は、野党党首であった）。そして、同年 6 月、上記処分の適法性を審理しようとしていたヘイスティングス裁判官（ニュージーランド人）も停職処分とした。同年 8 月に下された控訴院判決は、ランボーン裁判官への停職処分及び国外追放処分を違憲として破棄し、ランボーン裁判官を復職させるよう命じたことから、キリバス政府は、控訴院の 3 名のニュージーランド人裁判官も停職処分とした。このような事態に対し、オーストラリア、ニュージーランド等から、キリバス政府への大きな批判が巻き起こった。同年 10 月、キリバス政府は、キリバス人女性であるセミロタ法務長官を、裁判所組織のトップである司法長官の代行に任命したが、これに対しては、権力分立及び司法権の独立に反するとの批判が強い。

3 同性愛行為等に対する厳格な規制

（1）多くの太平洋島嶼国（パプアニューギニア、キリバス、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、ニウエ等）では、同性愛行為等が犯罪とされている。その理由は、(a) 原住民が狭い土地で共同生活を行う島嶼国においては、祖先から受け継がれてきた伝統的かつ保守的な家族制度が重視される傾向が強く、伝統に反する行為に対しては厳格な態度がとられやすいことのほか、(b) かつての英国のキリスト教宣教師らの保守的価値観に基づき法律が制定されたことによるものと考えられる。

（2）しかし、最近では、同性愛行為を非犯罪化しようとする国もある。

①クック諸島では、従来、1969 年犯罪法により、男性同士で淫らな行為を行った者に対しては、5 年以下の拘禁刑を科するものとし、当該行為の場所を提供した者に対しては、10 年以下の拘禁刑を科するものとされていた。これは、かつての英国のキリスト教宣教師らの保守的価値観に基づくものであったといわれている。しかし、2023 年 6 月 1 日施行の改正犯罪法により、同性愛行為は非犯罪化された⁷³。

②ナウルの 2016 年犯罪法（2020 年に 2 度の改正を経ている）は、同性間の性行為を非犯罪化した。

4 環境保護・非核政策

よく知られているように、多くの太平洋島嶼国は、海面上昇により国土が消失する可能性があるという危機に直面している。また、過去には、太平洋地域で核実験が多数回にわたって行われた。例えば、米国は、1946 年から 1958 年までの間に、マーシャル諸島のビキニ環礁及びエニウエトク環礁において、67 回もの核実験を繰り返した。とくに、1954 年 3 月 1 日の水爆実験では、1,400 隻以上の船が多量の放射性降下物（死の灰）を浴びて被ばくした。その中には、日本の遠洋マグロ漁船「第五福竜丸」も含まれており、静岡県焼津港に帰港してから半年後に、無線長であった久保山愛吉氏が死亡したことから、日本でも大きな社会問題となった。

⁷³ <https://www.ijji.com/jc/article?k=2023042200114&g=int>

これらのことから、多くのオセアニア諸国は環境保護に重大な関心を有しており、また、独自の非核政策を採っている国もある。

(1) バヌアツは、2015年に大型サイクロン「パム」により甚大な被害を生じる等、幾度もサイクロンの脅威にさらされてきている。また、海面上昇は直接、国家存亡の危機につながる。そこで、バヌアツは、国際司法裁判所（ICJ）が、「気候変動の悪影響から現在及び将来の世代の権利を守る」という国家の法的義務の不作为は人権侵害に該当することの勧告的意見を出すことを求めており、そのための国連総会決議（2023年3月）につき主導的役割を担った。

(2) キリバスの島々の多くは海拔3.5メートル以下の高さしか無く、平坦な土地がほとんどであるため、地球温暖化による海面上昇により、国が水没することが懸念されている。そこで、2014年に、キリバスは、ツバル、マーシャル諸島、モルディブとともに、「気候変動問題の環礁国同盟」を結成したほか、巨大浮島の建設、全国民のフィジーへの移住⁷⁴等の対策を検討している。

(3) ミクロネシア連邦憲法は、「放射性物質、有毒化学物質、その他の有害物質は、ミクロネシア連邦政府の明示的な承認が無ければ、ミクロネシア連邦の管轄区域内において、実験、貯蔵、使用又は処理してはならない。」と規定している（13条2項）。

(4) パラオ憲法には、「非核条項」が含まれている。即ち、「戦争に使用することを目的とした核兵器、有毒な化学兵器、ガス兵器又は生物兵器の使用、実験、貯蔵又は処理を認める協定は、国民投票において投票者の4分の3の承認を必要とする。」（2条3項）、「戦争に使用することを目的とした核兵器、化学兵器、ガス兵器又は生物兵器、原子力発電所及びその施設から生じる廃棄物のような有害な物質は、この特別の問題について提示される国民投票において、投票者の4分の3の明示的な承認がなければ、パラオの管轄領域において、使用、実験、貯蔵又は処理してはならない。」（13条6項）という規定である。パラオ憲法に「非核条項」が規定されている背景には、①1945年に広島と長崎に原爆が投下されたこと、②1946年から1958年にかけて、近隣国であるマーシャル諸島で米国による核実験が67回も行われたこと等があったといわれている⁷⁵。

V 一部の国・地域にみられる特徴的な制度・運用

1 黒魔術

いくつかの太平洋島嶼国では、民衆の間で「黒魔術」が信じられ、使用されてきた。そのため、いくつかの国では、現在でも、魔術等を行うことが犯罪とされている。

⁷⁴ フィジーの大統領は、2014年、キリバスが水没の危機に瀕した場合、キリバス国民全員を受け入れることを表明した。

⁷⁵ 三田貴著「世界に誇る非核憲法」(『ミクロネシアを知るための60章【第2版】』(明石書店、2015年)所収)257頁。

(1) パプアニューギニアの民衆の間では、伝統的に、「黒魔術」が信じられてきた。そして、従来、「黒魔術」による殺人が、紛争解決手段として許されてきた。その要件としては、①年配者による慎重な熟慮の上で、共同体の安定のために必要と判断されたこと、②公共の場では行わないこと、③精霊が他の人にとり付いてしまわないよう、死体をさらさないこと、④子供や若者をその場に立ち合わせないこと、⑤殺す際の武器は、弓矢又は槍を用いることとし、遺体はその場に放置することである。1971年には、「黒魔術」を行った者は、2年以下の懲役に処し、また、「黒魔術」による殺人に対しては「刑の減輕」を認めることとする法律が制定された。法律自体が「黒魔術」の存在を認めていたともいえるが、この法律は、2013年に廃止された⁷⁶。しかし、現在でも、「黒魔術」は、パプアニューギニアの民衆の間で信じられ、使用されている。

(2) バヌアツの刑法では、「他人に危害又は不利益を与える意図をもって、魔術又は妖術を行うこと」が犯罪とされている。バヌアツの多くの地域では、魔術は社会秩序を維持する上で有用な社会的機能を果たしている⁷⁷。

(3) クック諸島及びニウエでも、妖術、魔術、魔法、呪術を行使又は使用するふりをし、又は占いを請け負った者は、6か月以下の拘禁刑を科されるものとされている。

2 打刑

トンガにおける刑罰の一つとして、「打刑」がある。打刑は、太平洋島嶼国の中でも珍しい制度であるといえる。打刑は、①16歳以下の犯罪者に対しては、軽い棒やタマリンド等の枝でできた笞で臀部を叩き（回数は20回以内）、②16歳以上の者に対しては、両端が尖った木片で臀部を叩く（回数は26回以内）という刑罰である。打刑は、治安判事の面前で、刑務所の看守長により実行される。打刑が科される犯罪は、買春、重大な身体傷害、児童虐待、強姦、強制猥褻、近親姦、異常性愛、獣姦、強盗、住居侵入等であり、拘禁刑に付加又は代替して科される。打刑は、男性犯罪者にのみ科され、女性犯罪者には科されない⁷⁸。

VI 小国・小地域の生き残り戦略

1 外国からの多額の援助と政治的駆け引き（中国の影響力の増大）

太平洋島嶼国は、「地域課題を圧力や多数決で解決するのではなく、反対意見も尊重し、対話を尽くしてコンセンサスを形成し、協調行動を取ることを基本原則としつつ（パシフィック・ウェイ）、各国が「それぞれの国内事情と国益を考慮しながら主権国家として対

⁷⁶ 山口由美著『世界でいちばん石器時代に近い国 パプアニューギニア』（幻冬舎、2014年）103～104頁、178頁。

⁷⁷ <http://www.austlii.edu.au/au/journals/QITLawJl/1986/12.pdf>

⁷⁸ 永田憲史著「トンガ王国の刑事制裁」（『関西大学法学論集 56巻4号』（関西大学法学会、2006年）所収）88～89頁。

外政策を決めている側面」もある⁷⁹。

オセアニアにおける小規模な島嶼国の経済構造は、「MIRAB」という言葉で言い表されることが多い。即ち、「MI」は移民（Migration）、「R」は送金（Remittances）、「A」は援助（Aid）、「B」は官僚機構（Bureaucracy）を表す。「MIRAB」という概念は、①「援助」が島嶼国経済の開発における一要素をなすものであること、②島嶼国では、先進国への移民及び彼らからの島嶼国の家族への送金が占める割合が大きいこと、③島嶼国国内では、「政府」が労働市場で最も大きな割合を占める最大の雇用主であること等が島嶼国の特徴的な要素であることを示している⁸⁰。

日本におけるマスコミ報道等においては、「中国脅威論」が過度に強調される傾向がある。しかし、欧米先進国からの投資は、汚職防止・貧困対策・環境規制等の厳格な条件が付されるため、太平洋島嶼国にとっては利用が困難であるのに対し、中国からの投資には、そのような条件は付されないため、太平洋島嶼国にとって利用しやすく、太平洋島嶼国から歓迎されている。また、太平洋島嶼国は、中国と欧米先進国を天秤にかけて、より有利な条件を引き出すというように、したたかな外交戦術をとることが多い。「中国脅威論」のみを一方的に主張するだけでは、現実を見失うおそれがある。太平洋島嶼国の地域秩序の構築は、太平洋島嶼国自身の手に委ねられているというべきであろう⁸¹。

以下、とくに特徴的な外交戦術をとっている国を紹介する。

（１）ソロモン諸島

ソロモン諸島の貿易相手国は、輸出の第１位が中国、輸入の第１位がオーストラリアである。ソロモン諸島は、現在でも、経済的自立は困難であり、とくにオーストラリア及びニュージーランドから多額の援助を受けているが、最近是中国からの援助も増加している。2019年には、親中派のソガバレ政権が、中国との国交を樹立するとともに、台湾とは国交を断絶した。2021年に、中国との関係強化に不満を持つ住民による暴動が発生したが、ソロモン政府から要請を受けたオーストラリア等の警察・軍隊により鎮圧された。その後も、ソロモン政府は、中国から警察及び装備品の受入を決めたほか、2022年4月には中国と安全保障協定を締結する等、ますます中国との関係を強めている。ソロモン諸島は軍隊を有しないため、暴動等で国内の治安が悪化すると、オーストラリア、ニュージーランド、パ

⁷⁹ 片岡真輝著『激変する太平洋地域の安全保障環境と太平洋島嶼国——パシフィック・ウェイに基づく協調行動は可能か』（2022年）。

https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2022/ISQ202220_029.html

⁸⁰ 『太平洋島嶼国のODA案件に関わる日本の取組の評価（第三者評価）報告書』（日本経済研究所、2016年）1-4頁。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157385.pdf>

⁸¹ タルチシウス・カブタウラカ著「竜にえさをやる——オセアニアにおける中国と天然資源開発——」（『アジア研ワールド・トレンド No.244』（アジア経済研究所、2016年）所収）44～48頁）。

https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=39663&item_no=1&page_id=39&block_id=158

プアニューギニア等の近隣諸国に警察・軍隊の派遣を依頼して対処してきた。今後、ソロモン諸島は、2022年4月に安全保障協定を締結した中国に対し、武装警察・軍隊の派遣を要請する可能性もある。

(2) フィジー

フィジーは1970年に英連邦内の立憲君主国として独立したが、フィジー系先住民とインド系移民の対立が次第に激化していった。1987年の総選挙でインド系が支持する政党が勝利すると、フィジー系の陸軍中佐がクーデターを起こし、共和国の成立及び英連邦からの離脱を宣言し、フィジー系住民優位の1990年憲法を公布した。その後、民族融和のためインド系住民の政治的権利を拡大する1997年改正憲法が公布され、フィジーは英連邦に復帰した。1999年の総選挙の結果、チョードリーが初のインド系首相に就任したが、2000年にはフィジー系武装集団がチョードリー首相らを人質にとって国会議事堂を占拠したことから、戒厳令が発令され、フィジー系の暫定政権が成立した。2006年には再度、クーデターが発生し、バイニマラマ国軍司令官が暫定首相に就任した。2006年のクーデター以降、オーストラリア政府は、フィジーの軍事政権に対し、さまざまな制裁措置を課してきた。しかしながら、オーストラリアの制裁措置は、フィジーの民政復帰を促す効果を全く有しなかったばかりか、オーストラリアとフィジーの関係を悪化させた。このようなフィジーのオーストラリア離れの傾向は、かえって「中国とフィジーの関係強化」という結果を生み出した⁸²。2009年には、控訴裁判所（裁判官3名は全員オーストラリア人）が大統領によるバイニマラマ暫定首相任命等を違法と判断したのに対し、大統領は、憲法の廃止、全裁判官の罷免、出版・放送の自由の制限を含む緊急事態令を発布した。その結果、フィジーは、英連邦及び太平洋諸島フォーラム（PIF : Pacific Islands Forum）から資格停止処分を受けたが、2013年に新憲法が公布され、2014年の総選挙により民政に復帰したことから、英連邦及び太平洋諸島フォーラムの資格停止処分は解除された（ちなみに、2014年の総選挙の結果、バイニマラマ首相は再任された）。

(3) ツバル

ツバルの主な産業は、自給自足的な農業及び漁業である。外貨獲得源としては、排他的経済水域における外国漁船の入漁料、外国への出稼ぎ船員からの送金、「ツバル信託基金」の運用収入、トップレベルドメインである「.tv」の使用料収入⁸³、切手・コインの販売等がある。ツバルは、毎年、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。とくにオーストラリア、ニュージーランド、台湾、日本等から多額の援助を受けている。

⁸² 畝川憲之著「岐路に立つオーストラリアの対島嶼国外交」（『アジア研ワールド・トレンド No.244』（アジア経済研究所、2016年）所収）20～23頁）。

https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=39657&item_no=1&page_id=39&block_id=158

⁸³ トップレベルドメインである「.tv」の経済的価値に気付き、それをツバル政府に最初に伝えたのは、写真家の遠藤秀一氏であった。その後、ツバルは、「.tv」の使用料収入を得て、国連の年会費を支払うことができるようになり、国連への加盟を果たした。

<https://finders.me/articles.php?id=185>

ツバルは、平和愛好国とのみ国交を持つという政策を堅持しており、英連邦諸国（とくにオーストラリア及びニュージーランド）、太平洋島嶼国との関係が強い。近時、太平洋島嶼国の中には、台湾と断交して中国と国交を結ぶ国が増えているが、ツバルは、現在でも、台湾と国交を継続している⁸⁴。

（４）ナウル

1968年に独立したナウルは、リン鉱石の輸出により繁栄を極めた⁸⁵。1970年代から1990年代後半まで、ナウル国民の生活水準は南太平洋随一の高さを誇っていた。しかし、その後、リン鉱石の枯渇が顕著となり、ナウルは、リン鉱石の枯渇で一時は経済危機に瀕した。近時は、リン鉱石の二次層からの二次採掘が行われているが、二次採掘分も数十年後には枯渇すると予想されることから、ナウル政府は、代替産業や他の収入源を模索している。ナウルは、現在でも、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。とくにオーストラリア、日本、ニュージーランドから多額の援助を受けている⁸⁶。

ナウルには軍隊は無く、安全保障はオーストラリアに委ねられている。外交は、オーストラリア、ニュージーランド及び他の太平洋島嶼国との結び付きが強いが、独自の自主外交政策を採っている。例えば、ナウルは、1995年にフランスが仏領ポリネシアにおいて核実験を再開したことに抗議し、フランスとの外交関係を停止した。また、ナウルは、2002年、中国から経済援助を受ける見返りに台湾と断交して中国と国交を樹立したが、2005年には再び、台湾と国交を樹立した。さらに、ナウルは、ジョージアの領土の一部であるはずのアブハジア共和国と南オセチア共和国を国家承認しており、その見返りに、ロシアから経済援助を受けている。このように、ナウルは、したたかな外交政策を採っている。

2001年、オーストラリアへの亡命を希望する400名以上のアフガニスタン人を乗せた船がオーストラリア領海内で座礁し、ノルウェーの貨物船「タンパ号」により救助された。アフガニスタン人はオーストラリアへの寄港を求めたが、オーストラリア政府は拒否したため、一部のアフガニスタン人はナウルの難民収容所に収容された。以後、ナウルが難民収容所を維持する代わりに、オーストラリアがナウルに経済援助をするというギヴ・アンド・テイクの関係が成立した⁸⁷。

（５）キリバス

キリバスの主な産業は、自給自足的な農業及び漁業である。1900年にバナバ島でリン鉱石が発見され、リン鉱石が採掘されていたが、1979年の独立時には枯渇していた。キリバスの主な外貨獲得源としては、排他的経済水域における外国漁船の入漁料、基金の運用益

⁸⁴ https://pic.or.jp/country_information/4816/

⁸⁵ ナウル憲法は、「リン酸塩」について、いくつもの明文規定を置いていることが特徴的である（62条、63条、83条、93条、94条、附則6）。ナウル憲法83条によると、「リン酸塩を採掘する権利」は国に属する。

⁸⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nauru/data.html>

⁸⁷ このように、オーストラリアが、自国に入国させたくない者を太平洋島嶼国に受け入れさせ、見返りにオーストラリアが経済援助を行うという政策を、「パシフィック・ソリューション」（Pacific Solution）という。

等がある。キリバスは、毎年、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。従来から、とくにオーストラリア及びニュージーランドからの経済援助が多かったが、最近では、中国からも多額の援助を受けている。キリバスは、2011年に台湾と外交関係を樹立したが、2019年に台湾と断交し、中国と外交関係を樹立した。

キリバスは、従来、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋諸島フォーラム（PIF）加盟国との関係を重視してきた。しかし、2022年7月、キリバスは、同フォーラムからの脱退を表明した。これは、2021年の同フォーラムの事務総長選出でミクロネシア諸国が軽視されていることを理由とするものである。この点、日本のマスコミ報道等においては、中国政府による裏工作を主張するものもあるようであるが、短絡的過ぎるであろう。

キリバスは、世界第3位の広大な排他的経済水域を有しているほか、太平洋のほぼ中心に位置していることから、軍事上も重要な位置にある。キリバスの現政権が中国に接近していることから、米国も、キリバスとの関係を強化しようとしている。このように、最近になって、キリバスの地政学上の重要性が注目を集めている。

2 外国人への国籍の付与

バヌアツ憲法の2013年改正により、二重国籍が認められるようになった（改正後の13条等）⁸⁸。とくに2017年以降、バヌアツ政府は、高額の申請料（1人あたり13万ドル）を支払った外国人に対し、バヌアツ国籍を付与するという制度を導入した。その結果、外国人（大多数は中国人・香港人）による申請が殺到し、「国籍付与」はバヌアツ政府にとって大きな財源となっている⁸⁹。しかし、最近では、バヌアツ国籍を取得した中国人が、バヌアツに滞在しているにもかかわらず、中国当局者により拘束されて中国に連れ戻されるという事態が生じている⁹⁰。

3 オフショア信託

クック諸島は、従前より、オフショア信託が発展してきたことで知られている。クック諸島におけるオフショア信託は、コモン・ローを修正した「国際信託法」により規律される。「国際信託法」に基づき登録したオフショア信託は、クック諸島では課税されず、申告・報告・記録提出の義務も無い⁹¹。クック諸島におけるオフショア信託のメリットとしては、①信託の設定者も受益者になることができること、②クック諸島の裁判所は、外国の裁判

⁸⁸

https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=96915&p_count=97820&p_classification=01.01&p_classcount=1421

⁸⁹ <https://www.asahi.com/articles/DA3S14606805.html>

<https://www.asahi.com/articles/ASN931H71N8XUHB100T.html>

⁹⁰

<https://thediomat.com/2019/07/the-long-arm-of-chinese-law-reaches-vanuatu-again/>

⁹¹ 本庄資著『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』（日本租税研究協会、2013年）253頁。

所の判決の執行を認めないこと、③クック諸島の裁判所に提訴する場合でも、2年の訴訟時効の制度があること、④世界をリードする判例法の長い歴史があること、⑤税制上の優遇措置を受けられる場合があること等が挙げられる⁹²。

4 大麻

米国連邦法の下では、大麻は違法薬物であるが、北マリアナ諸島では、2018年に、21歳以上の成人による娯楽用大麻の栽培、使用等が合法化された。実際、北マリアナ諸島では、娯楽用大麻の栽培、製造、小売のライセンスが発給されており、「ディスペンサリ」（大麻小売店）、「ラウンジ」（消費者が大麻を持ち込んで消費する場所）が開業している⁹³。但し、使用量の制限、使用後の運転禁止等の規制がある。なお、日本の大麻取締法には、「大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5年以下の懲役に処する。」（24条の2第1項）等とする罰則規定があり、これらの行為を国外犯とする規定（同法24条の8、刑法2条）があるため、日本人がサイパンで大麻を所持等することには注意を要する⁹⁴。

VII おわりに

「世界の法制度〔オセアニア編〕」の執筆の原動力となったのは、一言で言えば、「好奇心」であるが、予想外の効果もあった。それは、外国の法制度を調べることによって、日本の法制度を異なる視点から客観的に見つめ直すことができ、筆者自身、非常に勉強になったということである。

オセアニア諸国・地域の法制度は、現在も大きく変化し続けているため、今後の動向には、引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.51 No.9、10、11』（国際商事法研究所、2023年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第19、20、21回 総括（1）、（2）、（3）」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

⁹²

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=b53a0a84-dcf0-4dc1-85de-4e5cfc53ffe1>

⁹³ <https://nikkan-spa.jp/1764134>

⁹⁴ http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbconsideration_223.html